

お知らせ

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「鉄道・運輸機構」という。）が皆様のご協力により進めております北海道新幹線新函館北斗・札幌間線路建設工事（北海道札幌市中央区北十条西十五丁目地内から同区北八条西十三丁目地内まで）について、令和6年9月6日に土地収用法の規定による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に土地収用法第28条の2の規定により、次のとおりお知らせします。

記

1 事業の認定の告示があった土地

北海道札幌市中央区北十条西十五丁目、北十条西十四丁目、北九条西十四丁目、北九条西十三丁目及び北八条西十三丁目地内

（注）この土地を表示する図面は、札幌市中央区役所（市民部総務企画課）にてご覧いただけます。

2 土地価格の固定について

前記1の土地又はその土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の算定基礎となる土地価格は、事業の認定の告示があった日をもって固定されることとなります。

3 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、新たに権利を取得された方については、既存の権利を承継された方を除き、関係人になることはできません。

4 損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、北海道知事の許可を受けないで、土地の形質変更、工作物の新築又は増改築等をされても、それらについての補償は受けることができません。

5 裁決申請の請求について

裁決申請は、鉄道・運輸機構が行いますが、土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、事業の認定の告示があった日以後、ご自身が権利を有する土地について、裁決の申請を行うよう鉄道・運輸機構に対して請求することができます。

6 補償金の支払請求について

土地所有者又は土地に関して権利を有する関係人（先取特権を有する者、質権者、抵当権者、差押債権者又は仮差押債権者である関係人を除く。）は、事業の認定の告示があった日以後、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを鉄道・運輸機構に対して請求することができます。

ただし、この支払請求は、裁決申請が未だなされていない場合は、裁決申請の請求と併せてしなければなりません。

7 明渡裁決の申立てについて

土地所有者又は関係人は、北海道収用委員会に対して、直接、明渡裁決の申立てをすることができます。

8 パンフレットの配布について

「土地収用法に基づく事業の認定が行われたことに伴うお知らせ」のパンフレットは、鉄道・運輸機構北海道新幹線建設局（用地第二部用地第四課）及び札幌市中央区役所（市民部総務企画課）にて配布しております。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

【本件に関する連絡先】

〒060-0002

北海道札幌市中央区北二条西一丁目1番地（マルイト札幌ビル）

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

北海道新幹線建設局 用地第二部 用地第四課

TEL：011-205-3518 FAX：011-206-8684